

巻頭言 国立がんセンターの新たな挑戦 がん予防・検診研究センター構想について

祖父江 友孝

国立がんセンター研究所がん情報研究部

国立がんセンターは、運営部、病院、研究所の3つの組織が一体となってナショナルセンターとしての機能を果たしてきましたが、がんに関する基礎研究や、診断・治療に比べて、がんの予防・検診といった分野での取り組みが、これまで十分とはいえませんでした。そこで、第4の組織として「がん予防・検診研究センター(仮称)」を設立して、こうした分野における機能強化を図ることとなりました。

がん予防・検診研究センターは、検診、検診技術開発、予防研究、情報研究の4部からなります。建物は、旧管理棟を改築し、地下1階から地上3階に検診部、検診技術開発部、4階に予防研究部、5階に情報研究部が入る予定です。検診部、検診技術開発部は新設の部門ですが、予防研究部、情報研究部は、研究所の臨床疫学研究部とがん情報研究部を再編することで人員を確保することになります。現在、平成15年度内オープンを目指し、旧管理棟の改築工事が進んでいます。

4部の事業内容の概要としては、検診部：一定数の被検者(遺伝子解析、生活歴調査、フォローアップに応じられる方)を対象として現下で最新の検診を実施すること、検診技術開発部：新しい検診技術および検診機器を研究開発すること、予防研究部：がんの発生を予防するための効果的な方法を研究開発すること、情報研究部：わが国のがんの実態把握、がんの予防及びがん検診に関する情報を収集・分析し、提供すること、となっています。

私自身は、平成14年7月1日付けで国立がんセンター研究所がん情報研究部長を拝命し、これまでのがん情報研究部の活動を、がん予防・検診研究センターの情報研究部、予防研究部の新しい機能に、いかにつなげていくかを当面の課題としています。情報研究部の機能をもう少し細かく列記すると、整備基本構想案の中では、1)がんサーベイランス事業、2)がん予防及びがん検診に関する情報の収集・分析と普及、3)一般国民及び保健医療従事者に対する情報提供、4)有効ながん予防法及びがん検診法開発のための多施設共同研究の運営、の4つが掲

賛助(寄付)団体(敬称略、順不同)

(財)日本対がん協会	(財)大阪対ガン協会
明治生命保険相互会社	日本生命保険相互会社
第一生命保険相互会社	
アメリカンファミリー生命保険会社*	
(財)大同生命厚生事業団	総務省郵政企画管理局
三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レビオ株式会社	中外製薬株式会社(関西)
伏見製薬株式会社	大鵬薬品工業株式会社
ユーザイ株式会社	日本ワイズレダリー株式会社
堀井薬品工業株式会社	大塚製薬株式会社
塩野義製薬株式会社	ノバルティスファーマ株式会社*
シェリング・プラウ株式会社	中外製薬株式会社(本社)
ファルマシア株式会社*	
株式会社ウイツ	(*印は2口)

げられています。いずれもこれまでの国立がんセンターでの取り組みが必ずしも十分ではなかった分野であり、短期間のうちにすべての機能を確立することは難しいと思われるので、必要度の高いところから着手していくことになると思います。

まず必要な機能として「がんサーベイランス事業」があげられます。この具体的内容としては、①がん死亡・罹患の現状と動向の把握：人口動態統計、地域がん登録、②リスク要因の現状と動向の把握、③がん検診の現状と動向の把握、④がん治療成績・診療状況の現状と動向の把握：地域がん登録、院内がん登録、などが整備基本構想案に記載されています。これまで、全国レベルのがん統計については、がん罹患は大阪成人病センター、がん死亡は愛知がんセンターの先生方にお任せした形になっており、国立がんセンターの関与できた部分のごく限られたものでした。しかし、「がんの実態把握」に関する証拠は、Evidence-based Cancer Control Programを進める上で、関連性の証拠や対策の有効性の証拠と並んで、必須の証拠の1つです。全国レベルのがん統計を国立がんセンターから発信することができるように、順次体制を整えて

目次			
巻頭言	1	第11回総会研究会を終えて	7
賛助団体紹介	1	第12回総会研究会ご案内	7
報告	2	対がん協会賞を頂いて	8
研究班だより	5	実務担当功労者表彰の報告	8
登録室便り	6	編集後記	8
		2003年関連学会一覧	8

行きたいと考えております。地域がん登録の関係者の皆様にはご支援をお願いいたします。

現在、各都道府県におけるがん診療拠点病院の指定が進みつつあり、がん診療拠点病院の指定要件の1つとなっている院内がん登録について、実施マニュアルの策定、登録ソフトの開発などが、厚生労働省のいくつかの研究班が連携して行われています。がん診療拠点病院での院内がん登録整備を進め、地域がん登録との役割分担を整理し関係を強化することで、地域がん登録の精度を飛躍的に向上させるべく、可能な限り知恵を絞っていきたいと思います。

次に着手すべき機能として、「がん予防及びがん検診に関する情報の収集・分析と普及」があげられますが、この具体的内容としては、「有効ながん予防法・検診法を普及させるために、予防部門や検診技術開発部門で実施されている研究をはじめとした国内外の情報を収集・分析し、ガイドラインを作成する」として、①がん予防（一次予防）に関する情報収集・分析及び普及、②がん検診（二次予防）に関する情報収集・分析及び普及、の2項目が整備基本構想案に記載されています。これまで、わが国における予防、検診分野のガイドラインは、研究会検討委員会や研究班に委ねられ、常設の公的機関が定期的な更新を念頭に置いて活動することはありませんでした。一方、アメリカ国立がん研究所の Physician's Data Query では、ほぼ4ヶ月に1回の割合で内容が更新されています。こうした機能は、一般国民や保健専門職の人々に最新のデータに基づいた正しい情報を普及するために必須の仕組みであると考えます。

このような取り組みを通じて、わが国のがん対策を正しい方向に進めるための基盤を強化していく一端を担えればと思う次第です。

報告 地域がん登録事業の今後の方向 国レベルの最近の動き

大島 明

大阪府立成人病センター調査部

平成14年11月14日午後4時から大阪府立成人病センター6階会議室において、同日に開催された地域がん登録全国協議会理事会の参加者が、厚生労働省生活習慣病対策室の正林先生と国立がんセンター研究所がん情報研究部の祖父江先生を囲んで、標記のテーマについて非公式の話し合いをおこなった。以下は、大島の責任で、話し合いの要旨をまとめたものである。

健康増進法の制定と第16条の趣旨

正林:「健康増進のための立法化」は厚生省の長年の課題であった。しかし、「健康を増進することは本人の責務であり、個人の権利を規制することもありうる『法律』という形を制定してまで推進するものではない」との考え方が強かった。これに対し、おりから医療制度改革の動きもあり、健康づくりが注目され、その法的裏付けを整備するべきとの意見が強まった。立法にあたって、がん登録事業、ならびにタバコ対策の2点を盛り込むことを考えた。がん登録事業については、国として、本事業に前向きな姿勢にあることを法的に示したいので、法第16条に盛り込んだ。タバコ対策については、基本方針において「知識の普及」を盛り込むとともに、第25条「受動喫煙の防止」を設けた。元来、法律は、国民の権利、義務を規定するものであるから、国会で承認を受ける必要がある。その細部は、政令（施行令、内閣で決める）、省令（各省大臣が定める）、告示で示すことになる。今回、健康増進法を平成15年5月1日施行予定とし、そのための施行令（案）を立案し、法第16条の対象疾患を「がん、循環器病」と規定したが、これについて、パブリック・コメントを求めている。メ切は11月25日である。

三上(千葉県がんセンター 疫学研究部):厚生省内での「がん登録」に対する一般的な考え方、ならびに、健康増進法に組み入れることになったいきさつを聞かせて欲しい。

正林:地域がん登録を推進していこうという雰囲気は、当初それほど強くなく、その意義について議論を繰り返していく中で、徐々に理解者が増えていった。今は、がん登録は重要とのコンセンサスが出来ていると思う。

三上:法第16条では、「発生状況を把握しなければならない」とあるが、県レベルでは、予算の制約、および理解の欠如のため、この記述では、実態調査方式、或は拠点病院での観察で対応できると考える者が出てきて、全数調査、およびフォローアップを伴う登録事業が、こうした姑息な方式に、すり替えられてしまう危険がある。そこで、施行令や解釈本に、「第16条は地域がん登録を対象としたもの」と記述してもらう必要がある。

正林:解釈本に、「第16条はがん登録を指す」ことを明確に書く予定である。しかし、健康増進法の政令、省令、告示を制定した後に解釈本を作るので、解釈本が世に出るのは2年後になる。なお、法の施行前に、都道府県の担当者を集ってもらい、口頭で第16条の説明はする。

藤本(地域がん登録全国協議会):第16条は第3章の最後におかれている。第16条は、健康・栄養調査から独立